

第1回玉名市自治基本条例推進委員会 議事録

日時	令和8年8月10日(月)10:00～
会場	玉名市役所4階 4-3会議室
参加者	出席：澤田委員、村上委員、塩山委員、竹村委員、杉本委員、 中村委員、齊土委員、水本委員 欠席：吉田委員、平野委員

1. 開会

2. 委嘱状交付

澤田委員に代表で委嘱状を交付。任期は当該委嘱に関する所掌事務が終了するまで。
吉田委員と平野委員は欠席の連絡があり、発送をもって委嘱状の交付とする。
本日は委員半数以上が出席していることにより、委員会が成立することを報告する。

3. 副市長挨拶

4. 委員長及び副委員長の選出

立候補・推薦はなし。事務局案により、委員長には澤田委員、副委員長には竹村委員が選出された。

5. 委員長挨拶

6. 委員及び事務局紹介

7. 議題

事務局：澤田委員長に議事の進行をお願いします。

委員長：委員会規則によって本会議は原則公開となっており、議事録についても概要をまとめ、公開することとなっている。

感じたこと・日頃の活動などでの悩みなど自由に発言してほしい。

議題1 玉名市自治基本条例について

〈事務局より資料1、2に沿って説明〉

委員長：自治基本条例の概要とこれまでの流れの説明である。何か質問は。

一 同：なし

議題2 玉名市自治基本条例の推進状況について

〈事務局より資料3、4、5の説明〉

委員：市役所の取組で、第13条（市の職員の責務）において、「自治基本条例を遵守し、同条例に則った取組ができるよう職員への啓発、周知」とある。具体的な取り組みは。

事務局：現在、特別な周知を定期的に行っているわけではないが、各種計画策定や行政手続き見直しなどの際は、自治基本条例との整合性をとるように周知を行っている。

委員：第8条（子どもの権利）において、子ども議会は3年に1回とのことであるが、子どもの意見がなかなか浸透しない。ユニセフの子どもの権利条約でも「子どもの意見の尊重」が4つの柱の一つである。3年に1回だと、中学3年間で1回しかチャンスがなく、なかなか回ってこない生徒もいるのでは。開催しているのは議会か、市の執行部か。今後、毎年開催ということは考えられないか。

事務局：議会事務局、コミュニティ推進課、秘書課が担当している。

今後の開催については把握していないが、ご意見は各担当課へ伝える。

委員長：条例には子どもの意見を聞く機会の確保とあるが、3年に1回だと中学1年生で出られなかったら以後チャンスがないということになり、少ないという意見もある。また、子ども議会に出たことによって地元に対する認識や愛着を深めることにも繋がると思うので是非担当へ伝えてほしい。

委員長：私は総合計画にも携わっているが、「まちなか未来プロジェクト」は総合計画の審議会でも報告された。素晴らしいプロジェクトであり、プロジェクトからいただいた提言をできるだけ受け入れられるようにしていくべきだと思う。すると携わった人々のテンションがどんどん上がり、よりコミットすると思う。プロジェクトの後、それをどう活かしていくかについてどのように考えているか。

事務局：令和6年度に「まちなかランドデザイン～まちなか未来図」を策定、令和7年度はそれを具現化するためのアクションプログラム、ロードマップを定め、今後の取組を記載している。策定にあたりまちなか未来デザイン協議会、まちなか魅力向上委員会を立ち上げ、そこで委員の意見を受けた。

計画ではまちなか未来デザイン協議会、まちなか魅力向上委員会の関わりや、何を民間の団体でやっていくかを取り上げている。計画を作って終わりではなく、取組についても官民連携して取り組んでいこうということで、現在も定期的に会議の場を設けて進捗状況や取組内容について協議を行っている。

委員長：例えば総合計画でも、提言をできるだけ取り込んでいけばよりよいものになっていくと思うので検討いただきたい。

委員長：まちなか未来プロジェクトやおおかわの会の事例は、自治基本条例の第何条に位置づけられる取組か。

事務局：「玉名市まちなか未来プロジェクト」に直接関係する条文は、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第20条、第21条、第23条、第24条、第26条、第27条など。「菊池川おおかわの会」に直接関係する条文は、第4条、第7条、第28条などである。

委員長：今の説明のとおり、市民の様々な活動は、自治基本条例に裏付けのある活動と位置づけることができる。皆様も活動の中で感じた疑問点など積極的にこの場でお聞かせ願いたい。

議題3 玉名市自治基本条例の見直しについて

〈事務局より資料1に沿って説明〉

委員長：事務局から、ここ5年での5つの社会情勢の変化に対応して条例を見直す必要性を検討した結果が報告された。この5つに基づき、こう見直すべきではないかという意見や、5つ以外こういう社会変化があるという意見があればお願いしたい。

また、条例の改正を行わないとしても、資料2の自治基本条例逐条解説の解説の文言の見直しや工夫の必要な場合もあると思うので、併せてご意見いただきたい。

事務局：自治基本条例は規範性が高い理念型の条例であり、この場で今すぐ皆さんの意見をいただくのは難しいかと思っている。後日事務局から、事務局提案の5つ以外の社会情勢の変化がないか、逐条解説の文言の修正や追加がないかといったことについて、意見調査シートを委員にお送りする。それから皆様のご意見を集めたい。

委員長：承知した。皆さんは内容をじっくり見て意見シートに意見を出していただき、それをもとに修正案等を検討していくというかたちにしたい。

この場で何かあれば聞いておきたいがいかがか。

一 同：なし

委員長：では私から。第22条の危機管理、自然災害の激甚化・頻発化の話だが、「市長はこうしなければならない」という文言になっており、いわゆる公助の話しか書いていない。今まで私も気づいていなかったが、2回目の熊本地震が来て、公助だけの話でいいのかと思うようになった。

自助・共助・公助のうち、これは公助の話で、「市長はこうする」としか書いていないが、「市民はどうしなければならない」という条文はなくていいのか。

例えば熊本市の自治基本条例は、熊本地震を受け、危機管理で「市民の責務」のようなことを規定している。助け合うこと、備蓄、それぞれ備えておくことなど、そういう文言がある。

玉名市では公助の部分しかないが、市民の役割をいれなくていいのか。熊本地震があったので、今見直しをしやすい環境にあると思う。そのあたりの必要性の検討をしていただけないだろうか。

委員長：私のほうから質問してしまってすみません。他にないでしょうか。

一 同：なし

委員長：今ぱっと見てすぐ思いつくのは難しいと思うので、また意見照会の際にそれを踏まえたところで是非ご意見をお願いしたい。

例えば障害や高齢、インクルージョンの関係、あるいは子どもたちの話など、それぞれの専門の観点からご覧いただき、もう少しこのように書いておいたほうが良いのではないか、あるいは解説の部分をもう少し詳しく書いておいたほうがわかりやすい等といった意見があれば出していただきたい。事務局もそれでよろしいか。

事務局：はい。

委員長：それでは見直しの部分について、その他皆さんからご意見はあるか。

委員：基本的な質問になるが、こうしたほうがいい、こうしなければならないなど書いてあるが、守られないときはどこかの機関が確認したり、罰があったりするのか。

事務局：あくまで基本的原則、理念をルールとしてまとめたものであり、罰則はない。これに基づいた具体的な動きはそれぞれ別の条例で定めており、そちらに即したものとなる。

委員：先ほど条例の見直しのところで、市民にわかりやすく公開するよう努めなければならないという言葉があった。当団体でも高齢の方が多くなってきており、LINEをされている方は最近割といらっしゃるが、情報のやり取りや連絡手段がいまだに電話である。市の連絡などもLINEなどに移行しつつある。完全に移行してしまうことはないかもしれないが、もしそうなったときに、どこに相談を挙げていけばいいのか。

委員長：この条例自体は理念型の条例なので罰則は特にない。ただし、この条例に市の他の条例などは合致しているか、また他の条例を定めるにあたってのルールブックのようなかたちになる。ここである程度歯止めをきかせておくことで、他の条例が全体的に自治基本条例と共通の方向を向くという性質のものである。

また、市役所などについては定めることができるので、「～しなければならない」と書いてある。市民のことについては「～とするものとする」といった大まかな方向性を示すかたちで書いてある。

委員長：他にご質問は。

委員：理念型条例であり、具体的な施策は個々されるので見直すところはあまりないが、この5年ごとの見直しというのは、過去からの見直しというかたちになっている。5年程度であればある程度先を予測できるので、過去5年から将来の5年も見込んでの見直しでもよいのでは。

事務局：条例の見直しについては、条例の中では「5年を超えない期間ごとに」となっており、「長くて5年」ととらえている。今回5年目になってしまったが、過去5年

間に起こった事柄を社会情勢の変化ととらえている。

将来のことを見据え、こういった方向に行くか見えることはあると思うが、それを条例に反映させるとなると、起こったことがわかったうえで条例へ反映するという面が出てくる。見直しの際にとらえておくべきところを押さえる必要がある。

委員長：5年を超えない期間での見直しで社会情勢の変化に対応する、よくこのようなかたちで条例が定められている。

他の自治体の事例では、例えば法律の改正に伴う文言や定義の変更、あるいは人口減少が急激に進む中でコミュニティの維持をどうしていくかというようなことを話し合う必要が今後あるかもしれないということを含めて見直しの要件となっている。

玉名市においても様々な社会情勢の変化の対応があると思われる。課題を出していただいて、それに対して今後どうしていくか、ということを話し合っておきたい。

条例の見直し、あるいはそういうところにはならないまでも今後玉名市のまちづくりをどうしていくのか、そのあたりの意見を是非いただきたい。

委員長：他にご意見はないか。

一 同：なし

委員長：事務局は、意見照会のシートをいつ頃送るのか。

事務局：8月中にお送りする。

委員長：8月中に送るということなので、そちらに意見を寄せてほしい。

では自治基本条例の見直しは以上とさせていただきます、皆様には見直し等積極的な意見をお願いします。

他に意見・質問等ないか。

なければ進行を事務局にお返しする。

事務局：委員長、委員の皆様には長時間の審議ありがとうございました。

8. その他

今後のスケジュール：次回の委員会は10/23(金)午前10時から。詳細はまた開催案内を送付する。

議題3について：次回の開催に先立ち委員の皆様の意見を事前に聞くため意見調査シートを8月中に送る。〆切は9月の半ばを予定。次回の委員会はいただいた意見調査シートをもとに議論を進めていくので協力してほしい。

9. 閉会